

【商品概要説明書】

(2023 年 6 月 1 日現在)

商 品 名	教育ローン「学びくん」 WEB 完結型
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方 (1) 満 20 歳以上の個人の方 (2) 安定継続した収入のある方 ※自営業者の方は、現在の業種での確定申告の実績がある方 (3) お住まいまたはお勤め先が当金庫の営業地域内の方 ※当金庫の営業地域 徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、美馬市、阿波市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡、三好郡 (4) 保証会社（（一社）しんきん保証基金）の保証を受けられる方 (5) 当金庫に普通預金口座を開設している方 (6) 当金庫にて犯罪収益移転防止法上の取引時確認をすでに行っており、確認記録が保存されている方 (7) 日本国籍の方
お使いみち	お申込人またはお申込人の子弟、孫、被扶養親族が必要とする次の資金 (1) 就学する学校等への 1 年分の納付金（入学金・授業料・施設設備費・寄付金・学校債等） (2) 教材費、引越費用、下宿費用、交通費等の就学にかかる 1 年分の付帯費用（100 万円以内） (3) お申込人が（1）または（2）のいずれかのお使いみちで、当金庫または他の金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借入れたローンの借換え資金（しんきん保証基金保証付新教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ※（1）および（2）は、お申込日時点でお支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金にもご利用いただけますが、領収証等確認資料が必要となります。 ※ ご融資金は、可能な限り支払先へ振込となります。お振込みの手数料はお客様のご負担となります。 ※ 借換え資金については、ご融資後完済が確認できる書類をご提出いただきます。
ご融資金額	1 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）
ご融資期間	3 ヶ月以上 16 年以内（1 ヶ月単位）
ご融資利率	年 1.70%（固定金利） ※ご融資利率は、金融情勢等により見直しさせていただくことがあります。
ご返済方法	元利均等毎月返済とし、6 ヶ月毎のボーナス併用返済（ご融資金額の 50%以内）もできます。WEB 完結ローンでは元金据置はできませんので、元金据置をご希望の場合は、ご来店による申込みまたはインターネットからの仮審査によりお申込みください。
担保・保証人	保証会社（（一社）しんきん保証基金）の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資利率に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年 18.25%

お申し込み時にご用意いただくもの	(1) 運転免許証またはパスポート ※ただし、2020年2月4日以降に申請されたパスポートは、住所欄がないため本人確認書類として利用できません。 (2) お申込み金額100万円超の場合は、公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書等、前年度の年収が確認できる書類 (3) お使いみちがわかる資料（学校発行の振込用紙、請求書等） (4) 付帯費用のみのお申込みの場合は、就学確認書類（合格通知、在学証明書、学生証等）
その他ご留意事項	(1) お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両社の加盟する個人信用情報機関および同機関が提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録されている場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (2) お申込に際しては、所定の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 (3) すでにカードローンなど、他のお借入を当金庫にてご利用の場合は、他のお借入のあるお取引店でお申込みいただきますので、ご了承ください。 (4) WEB完結ローンでお申込みいただいても、手続き上ご来店いただく場合がございます。 (5) WEB完結ローンは日数がかかる場合がございますので、お急ぎの場合はご来店での手続きにてお申込みください。 (6) 本申込を含めてご融資金額（カードローンの極度金額を含みます）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となっていただく必要があります。お手続きにはご来店いただきます。
苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9時～17時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。